

○藤岡市子どもの居場所づくり支援事業補助金交付要綱

令和2年1月9日

告示第1号

(趣旨)

第1条 この要綱は、貧困をはじめとする様々な課題を抱える子どもたちが、放課後等において食事又は遊び等を通じて、大人又は地域とつながることで安心して過ごせる居場所づくりを進めることにより、子どもたちの孤立を防ぐとともに、安心して過ごせる居場所づくりを目指すことを目的として、子どもの居場所づくりを行う法人その他の団体(以下「団体」という。)に対して運営費等の一部を補助するため、藤岡市補助金等に関する規則(昭和42年規則第2号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「子ども」とは、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第6条第1項に規定する者をいう。

(補助対象団体)

第3条 この要綱に基づく補助金(以下「補助金」という。)の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する団体とする。

- (1) 市内で子ども食堂の開設又は遊びの提供等(学習支援を除く。)を通じて、子どもの居場所づくりを行っている団体であること。
- (2) 宗教活動、政治活動又は営利を目的とする団体でないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団と密接な関係にある団体でないこと。
- (4) 団体の活動内容が公序良俗に反しないこと。
- (5) 他から同様の補助金の交付を受けていないこと。

(補助対象事業)

第4条 補助金は、前条に定める団体が実施する子どもの居場所づくりの事業であって、次に掲げる要件を全て満たすものを対象とする。ただし、学習支援事業は、除くものとする。

- (1) 第1条の目的に合致し、次のいずれかに該当する子どもの居場所づくりであること。
 - ア 食事の提供による子どもの居場所づくり
 - イ 遊びの提供による子どもの居場所づくり
 - ウ 子どもへの生活支援又は相談支援を含む居場所づくり
 - エ その他第1条の目的に合致する子どもの居場所づくりとして市が認めたもの

- (2) おおむね月1回以上定期的に実施すること。
- (3) 実施場所について地域住民の理解と協力が得られること。
- (4) 広く居場所を必要とする子どもを受け入れること。
- (5) 利用料を徴収しないこと。ただし、遊びにおける材料費又は食事の提供における実費相当分については、徴収することができる。
- (6) 食事の提供を行う場合は、群馬県が策定した「福祉目的の食事提供行為における食品衛生管理指針(平成30年12月6日子青第14—45号通知)」を遵守するとともに、食品衛生法(昭和22年法律第233号)等の関係法令を遵守し、管轄する保健福祉事務所の指導に基づき適切な衛生管理を行うこと。
- (7) 食物アレルギー等に留意し、子どもの健康状況を確認すること。
- (8) 福祉的な支援を必要とする子ども及びその保護者を把握した場合は、市及び関係機関と連携を図り、必要な支援に結び付けること。
- (9) 前号の場合において、虐待等により身体に危害を加えられていることが疑われるときは、速やかに関係機関等に通報すること。

(補助対象経費)

第5条 補助の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、子どもの居場所づくりの実施に要する経費のうち、別表に掲げる経費とする。

(補助額)

第6条 補助金の額は、前条に規定する補助対象経費(備品購入費を除く。)の実支出額から補助対象経費に係る寄附金又はその他の収入額を控除した額と20万円を比較し、少ない方の額(千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。)を上限とし、予算の範囲内で決定する。

2 備品購入費に係る補助金の額は、新規に事業を開始する初年度のみ交付の対象とし、備品購入に係る実支出額と5万円を比較し、少ない方の額(千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。)を上限とし、予算の範囲内で決定する。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、子どもの居場所づくり支援事業補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書(様式第2号)
- (2) 収支予算書(様式第3号)

- (3) 団体の定款又は規約
 - (4) 役員名簿
 - (5) 暴力団排除に関する誓約書(様式第4号)
 - (6) その他市長が必要と認める書類
- (交付決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかに当該申請内容を審査し、補助金交付の可否を決定するとともに、子どもの居場所づくり支援事業補助金交付決定通知書(様式第5号)又は子どもの居場所づくり支援事業補助金不交付決定通知書(様式第6号)により、申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、必要に応じて、補助金の交付申請に係る事項に修正を加えて補助金の交付を決定することができる。

(事業の変更)

第9条 補助金の交付決定を受けた申請者(以下「補助団体」という。)が当該決定を受けた後において、事業内容等を変更する場合は、子どもの居場所づくり支援事業変更申請書(様式第7号)を市長に提出し、その承認を得なければならない。

- 2 市長は、前項の規定による変更申請があったときは、速やかに当該変更申請の内容を審査し、変更の可否を決定するとともに、子どもの居場所づくり支援事業変更承認通知書(様式第8号)又は子どもの居場所づくり支援事業変更不承認通知書(様式第9号)により、補助団体に通知するものとする。

(事業の中止又は廃止)

第10条 補助団体は、補助金の交付決定通知を受けた後において、事業を中止又は廃止する場合は、子どもの居場所づくり支援事業中止・廃止申請書(様式第10号)を市長に提出し、その承認を得なければならない。

- 2 市長は、前項の規定による中止申請又は廃止申請があったときは、子どもの居場所づくり支援事業中止・廃止承認通知書(様式第11号)により、申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第11条 補助団体は、事業が完了したとき(中止又は廃止した場合を含む。)は、事業完了後1月以内又は補助金の交付決定を受けた日の属する年度の3月末日までに、子どもの居場所づくり支援事業実績報告書(様式第12号)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 実施状況報告書(様式第13号)

- (2) 収支決算書(様式第14号)
 - (3) 領収書等実施に要した経費を支払ったことを証する書類の写し
 - (4) 事業の実施状況が分かる資料(写真等)
 - (5) その他市長が必要と認める書類
- (補助金の額の確定)

第12条 市長は、前条の報告を受けたときは、報告書及びその他の書類等を審査し、適正と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、子どもの居場所づくり支援事業補助金確定通知書(様式第15号)により、補助団体に通知するものとする。

(補助金の請求及び返還)

第13条 補助団体は、前条に規定する通知を受けたときは、子どもの居場所づくり支援事業補助金請求書(様式第16号)を市長に提出し、補助金の交付を受けるものとする。

2 市長は、事業の性質、資金計画等の理由により、必要があると認めるときは、当該事業の完了前であっても、補助金を概算払により交付できるものとする。

3 補助団体は、補助金の概算払を受けた後、前条の規定により補助金の額が確定した場合において、確定した補助金の額が概算払の額に満たないときは、差額を返還しなければならない。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第14条 市長は、補助団体が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定を取り消し、交付した補助金の全額又は一部を返還させることができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 虚偽の申請その他不正な行為があったとき。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、市長が補助を行うことを不相当と認めたとき。

(帳簿等の整備)

第15条 補助団体は、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに証拠書類を整備し、事業完了後5年間保管しなければならない。

(個人情報の保護)

第16条 補助団体が、事業の実施にあたり知り得た個人情報は、補助団体の責任において厳重に管理し、本人の承諾を得ずに他の目的に使用してはならない。

(報告及び調査)

第17条 市長は、必要があると認めるときは、補助団体に対し事業の実施状況について報告を求め、又は市職員により調査をさせることができる。

(補則)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和4年告示第55号)

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

別表(第5条関係)

費目	補助対象内容
人件費	外部講師等への謝金、ボランティアへの交通費
事業費	食材費、会場借上料、印刷費、消耗品費、教材費(食事の提供以外の事業を行う場合)
役務費	保険料、申請手数料、講習会受講料
備品購入費	食器、調理器具、家具、遊具 ※当該事業にのみ使用する物。補助金を交付する初年度のみ対象とする。